

議案第 3 2 号

南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘



南あわじ市条例第 号

南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例の一部を改正する条例

南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例（平成 23 年南あわじ市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「及び 12 月 26 日から同月 31 日までの間」を「、12 月 31 日及び翌年 1 月 1 日」に改める。

第 10 条第 3 号中「暴力団の不当な行為の防止等に関する法律」を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。



南あわじ市淡路人形浄瑠璃館条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第5条 略 (休館日)</p> <p>第6条 浄瑠璃館の休館日は、毎週水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたる時は、その翌日）<u>及び12月26日から同月31日までの間とする。</u>ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を設け、又は休館日を開館日に変更することができる。</p> <p>第8条・第9条 略 (入館の制限)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、浄瑠璃館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>暴力団の不当な行為の防止等に関する法律</u>（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属する者</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>第11条以下 略</p>	<p>第1条～第5条 略 (休館日)</p> <p>第6条 浄瑠璃館の休館日は、毎週水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたる時は、その翌日）、<u>12月31日及び翌年1月1日とする。</u>ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を設け、又は休館日を開館日に変更することができる。</p> <p>第8条・第9条 略 (入館の制限)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、浄瑠璃館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</u>（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属する者</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>第11条以下 略</p>	

